

愛知学院大学情報社会政策学部・総合政策学部同窓会

2024 年度春学期 奨学生募集要項

愛知学院大学情報社会政策学部・総合政策学部同窓会

(目的)

第1条 この要項は、愛知学院大学総合政策学部・愛知学院大学大学院総合政策研究科に正規生として在籍する者を対象とし、経済的事情により修学が困難な学生の支援及び、在学生の学業・学生生活の奨励に寄与することを目的とし、その給付について必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の給付の趣旨)

第2条 この奨学金は、本同窓会会則3条「本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする」に基づき、経済的事情により修学が困難な学生の教育の機会均等をはかるとともに、学業・人物ともに優秀な学生の育英を目的として設立したものである。

(応募資格)

第3条 愛知学院大学総合政策学部正規生として在籍する2～4年生及び愛知学院大学大学院総合政策研究科に正規生として在籍する者(以下、あわせて「応募者」という)のうち、以下の要件を満たす者

- (1) 日本国籍がある者(以下、「日本人」という)、留学生ともに、前年度の学業成績の GPA が 2.3 以上の者
 - (2) 日本人は、父母二人の収入(年収もしくは所得)の合計、または、ひとり親家庭の場合は同居して応募者を扶養している父母いずれかの収入(年収もしくは所得)が 960 万円未満の場合
 - (3) 留学生は、次のア、もしくは、留学生のうち、在日扶養者がいる場合はア、イに該当する者
ア 母国からの仕送り額が、学費を除いて平均月額 9 万円以下の場合
イ 在日扶養者の収入(年収もしくは所得)が 500 万円未満の場合
- 2 家計の基準については、給与所得者の場合は年収、自営業等、給与所得者以外の場合は合計所得額とする。

(奨学生の種別及び採用人数)

第4条 奨学生の種別及び採用人数は、以下のとおりとする。

- | | | |
|------------|--------------|-----|
| (1) 学部奨学生 | 上限 300,000 円 | 若干名 |
| (2) 大学院奨学生 | 上限 300,000 円 | 若干名 |
| (3) 特別奨学生 | 半期授業料全額相当 | 若干名 |

(応募方法)

第7条 応募者は、以下の書類を所定の期日までに同窓会事務局を通じて同窓会長に提出するものとする。

ただし、学部生、大学院生とも、ケの提出については任意とする。

(1) 日本人の場合

- ・学部生 ア、イ、ウ、エ、オ、カ
- ・大学院生 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク

(2) 留学生の場合

- ・学部生 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ

ただし、カについては、在日扶養者がいる場合のみ提出すること。

- ・大学院生 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク

ただし、カについては、在日扶養者がいる場合のみ提出すること。

ア 願書(別紙様式 1)

イ 志望動機書(別紙様式 2。書ききれない場合のみ、A4用紙・書式自由のものを追加可)

ウ 推薦状(別紙様式 3。書式の変更は不可。推薦者は、愛知学院大学・大学院の専任教員に限る)

エ 奨学金使用予定額申請書(別紙様式 4。書式の変更は不可)

オ 成績通知書

カ 父母二人(ひとり親家庭の場合は父母のいずれか)の収入(年収もしくは所得)、または、在日扶養者の収入(年収もしくは所得)を証明する、次の書類のうちのいずれか一点

(ア) 給与所得者の場合：最新の源泉徴収票(写しでも可)

(イ) 自営業等、給与所得者以外の場合：最新の確定申告書(控)の写し(税務署の受付印があるもの)

(ウ) 収入が無い場合：最新の非課税証明書

キ 母国からの仕送りを受けている預金口座の、過去一年分の入出金明細書

ク 研究計画・研究進捗報告書(大学院生のみ提出するものとする。A4用紙一枚・書式自由)

ケ スポーツ・ボランティア・文化活動等、課外活動についてマスコミ等で報道された資料・愛知学院大学専任教員以外の推薦状等、応募者をアピールするもの

(選考及び結果の通知)

第8条 同窓会長は、提出書類及び面接に基づきその内容を審査し、奨学生の採用を決定のうえ、応募者に通知するものとする。

2 書類選考及び面接の日程は、次のとおりとする。ただし、書類選考通過者のみ、面接を行うものとする。

(1) 書類選考 5月18日 予定

(2) 面接 6月1日 予定

3 選考結果の通知の日程は、次のとおりとする。

- (1) 書類選考結果 5月下旬 通知予定
- (2) 面接結果 6月上旬 通知予定

4 選考の経過及び内容については公表しない。

(選考基準)

第9条 選考基準は、以下のとおりとする

(1) 経済状況について

次のア、イのいずれかに該当すること。

- ア 経済的事情により、修学・研究の継続又は充実が困難であると認められること。
- イ 経済的事情により、除籍・休学のおそれがあると認められること。

(2) 学業について

学部2年生～3年生については、次のア、イ、ウに該当すること。

学部4年生については、次のア、イ、ウ、エに該当すること。

博士前期課程1年生については、次のオに該当すること。

博士前期課程2年生・博士後期課程については、次のオ、カに該当すること。

- ア 大学で学ぶ意志が明確であること。
- イ 標準以上の単位を修得していること。
- ウ 前年度の学業成績のGPAが2.3以上であり、かつ、今後とも修学意欲を維持し続ける見込みがあること。
- エ 確実に卒業できる見込みがあること。
- オ 研究計画が明確であること。
- カ 研究の進捗が良好であり、確実に研究を修了できる見込みがあること。

(3) 人物について

次のア、イに該当すること。

ただし、次のウについては、該当すると望ましい基準である。

- ア 学生としての本分を全うし、卒業後は、良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。
- イ 奨学金を受給するという意味を理解し、奨学金を最大限活用できる見込みがあること。
- ウ スポーツ・ボランティア・文化活動等、課外活動において、具体的な成果成長が認められること。

(奨学金の支給)

第10条 奨学金は、支給の決定後60日以内に本人に交付する。

(奨学金受給者の義務)

第 11 条 支給の決定後、受給者は、別に定める様式の宣誓書を同窓会長に提出するものとする。

2 奨学金は、学資として給与するもので、原則として受給者に返還義務はない。

(奨学金の支給の停止、取り消し等)

第 12 条 受給者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、奨学金を返還しなければならない。

- (1) 応募書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- (2) 宣誓書に記載された事項を遵守しない場合
- (3) 応募から支給決定の期間において、大学・大学院から懲戒処分を受けた場合

(特例)

第 13 条 同窓会長は、特別の事情が生じた学生に対し、本同窓会役員会の承認を経て、奨学金を給付することができる。

(補則)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に際し必要な事項は、同窓会長が別に定める。

奨学金申請書類の提出先・問い合わせ先

愛知学院大学情報社会政策学部・総合政策学部同窓会

〒470-0195 愛知県日進市岩崎町阿良池 12 愛知学院大学 12 号館内

TEL : 0561-61-1508 e-mail : dousou@gmail.com